

第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内等を目的として表示又は掲出されるため、人々の目に触れやすく景観まちづくりに大きな影響を与えるものであり、本町の自然や田園景観に配慮した表示・掲出に努めることも重要です。

本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用されており、宮崎県が主体となって表示方法等の規制に取り組んでいます。

そのため、屋外広告物については県の条例に基づいた取組を継続し、現在、規制されていない地域については、眺望の確保など地域住民の意向を踏まえ、県と連携し規制を検討していきます。

今後、町独自の取組みが必要になった場合、景観法に基づき屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めることとします。

本町の規制状況は下の表のとおりとなっています。

～屋外広告物とは～

屋外に表示されている広告板、広告塔、看板、立看板、はり札、はり紙等をいい、表示内容や表示目的を問いません。一定の概念、イメージ等が表示されていれば該当しますので、絵や写真も屋外広告物になります。

屋外広告物を表示するには、次のものを除いて許可が必要です。

【許可を受けずに表示できるもの】

- ・自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物（自家用広告物）

ただし、敷地内の全ての広告物の表示面積が下記の面積以内

- ・第1種禁止地域2平方メートル、第2種・第3種禁止地域5平方メートル、規制地域10平方メートル

- ・自己の管理する土地や物件に〇〇管理地（物件）、立入禁止等と表示した広告物

ただし、一土地・物件につき1平方メートル以内

- ・冠婚葬祭、婚礼、夏祭り、盆踊り大会、運動会等のため一時的に表示する広告物
- ・講演会、展覧会、音楽会等のためにその会場の敷地内に表示する広告物

これらに該当するものでも、蛍光、発光、反射を伴う塗料や材料は使用できません。

■禁止地域と規制地域

禁止地域とは、原則として、広告物の表示が禁止される地域や場所のことであり、特に保全すべき自然環境や沿道景観及び良好な住宅環境を有する地域を主な対象としています。

規制地域とは、原則として、基準に適合する広告物であれば、許可を受けて広告物を表示できる地域や場所のことをいいます。

表 8-1 三股町内の規制状況

区分	地域または場所	三股町内の該当エリア
第1種禁止地域	・ 史跡名勝天然記念物のある地域 ・ 自然公園の特別地域など	—
第2種禁止地域	・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 ・ 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の一部 ・ 自然公園の普通地域(用途地域を除く)、都市公園 ・ 宮崎県沿道修景美化条例により指定された沿道自然景観地区等 ・ 別に定める高速道路、一般国道等及びこれらの周辺(用途地域を除く) ・ 信号機の周囲 20m 以内、横断歩道・踏切の周囲 10m 以内（地上 10m を超える部分を除く） ・ 主要駅の駅前広場など	・ 国道 269 号沿線 ・ 国道 222 号沿線 ・ 県道都城北郷線沿線 ・ JR 沿線 ・ 鰐塚県立自然公園（鰐塚山、長田峡） ・ 用途地域内のうち、第1種低層住居専用地域
第3種禁止地域	・ 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のほぼ全域 ・ 別に定める高速道路の周囲 200m 以内の用途地域 ・ 別に定める一般国道及びこれらの周囲(用途地域を除く) ・ カーフェリーターミナルの周辺、主要駅の駅舎	・ 国道 269 号沿線 ・ 用途地域内のうち第1種、第2種中高層住居専用地域、
第1種規制地域	・ 市及び都市計画区域を有する町のうち用途地域を除く区域 など	・ 全域
第2種規制地域	・ 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ・ 農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区の区域 ・ 一般国道（小林市、高鍋町の一部）及びこれらの周囲など	・ 用途地域内のうち、第1種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
第3種規制地域	・ 近隣商業地域及び商業地域 ・ 都城市、延岡市の準工業地域、工業地域及び工業専用地域の一部、延岡市の再開発地区計画区域の一部	・ 用途地域内のうち、近隣商業地域

知事が指定する道路（一部抜粋）

●主要地方道

県道宮崎北郷線（宮崎市と日南市との境界から県道日南高岡線との交点までの区間）、県道都城東環状線

●一般県道

県道財部庄内安久線（鹿児島県との境界から国道269号との交点までの区間）及び県道日南南郷線

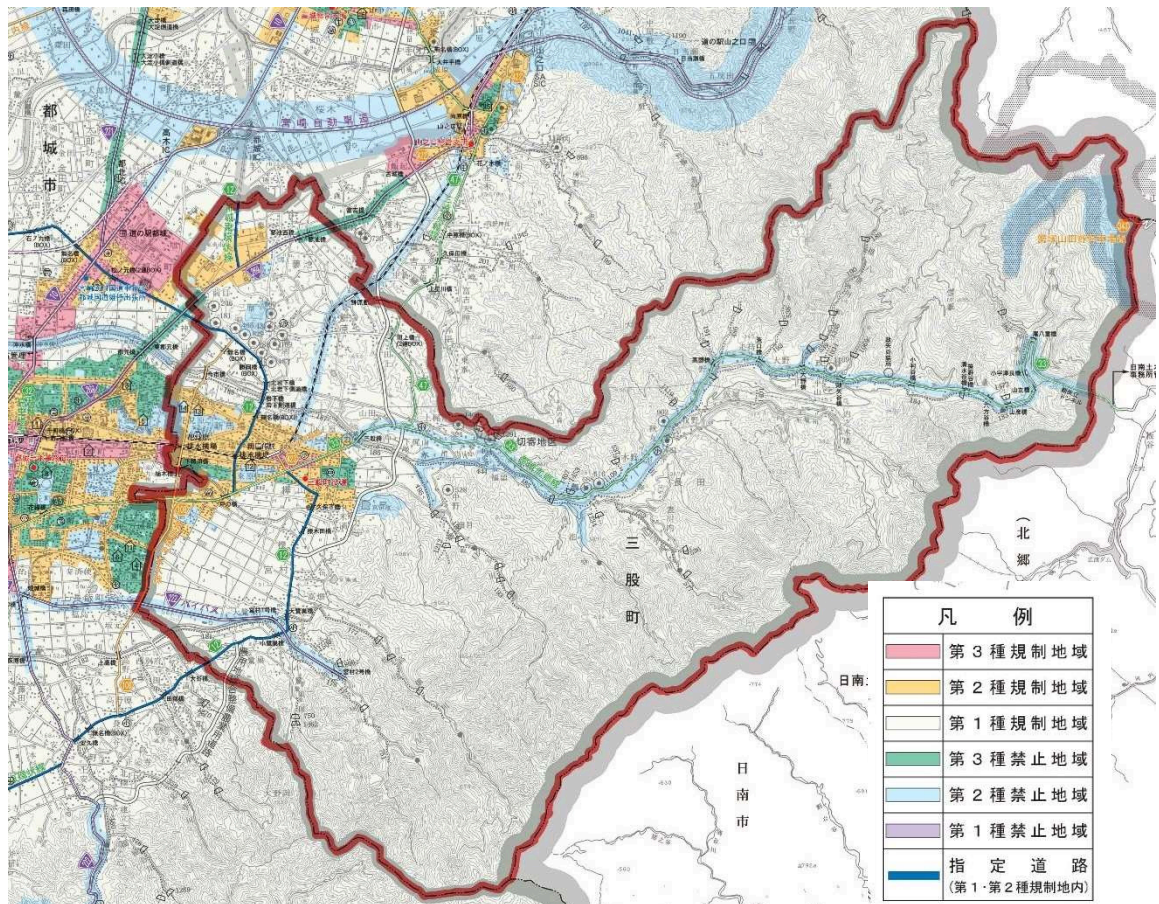


図 8-1 宮崎県屋外広告物条例に基づく規制概要図